

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、高齢障害システムの自立支援給付で取り扱う受給者を対象とする事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、介護給付等に係る事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務において取り扱う情報は、利用者の支援を必要とする状況や世帯の収入等の状況など個人のプライバシーに係る情報であることを認識し、本業務を担当する職員のみをシステム操作者として登録し、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を行い、情報の不正利用(不必要な情報の閲覧、発行等)を防ぐ対策をとっている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、高齢障害システムの自立支援給付で取り扱う受給者を対象とする事務			
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給者を対象とする事務 (1)介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 (2)特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給決定 (3)地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 (4)計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給、支給の取消し (5)高額障害福祉サービス等給付費の支給申請受理、支給 (6)障害支援区分の認定、変更の認定			
③システムの名称	高齢障害システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
提供情報ファイル 情報参照ファイル 情報提供ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 符号管理ファイル 庁内連携ファイル 自立支援給付システムファイル 高額障害福祉サービス等給付費支払関係ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項別表項番117 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条(障害者の日常生活を総合的に支援するための法律関係)			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	＜情報参照ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の144項及び146条、145項及び147条。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) ＜情報提供ができる根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の 第11項及び第13条(児童福祉法関係) 第15項及び第17条(児童福祉法関係) 第16項及び第22条(児童福祉法関係) 第37項及び第39条(身体障害者福祉法関係) 第42項及び第44条(生活保護法関係) 第75項及び第77条(知的障害者福祉法関係) 第80項及び第82条(災害対策基本法関係) 第81項及び第83条(児童扶養手当法関係) 第125項及び第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係) 第144項及び第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) 第155項及び第157条(子ども・子育て支援法関係)			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	障害福祉課			
②所属長の役職名	障害福祉サービス推進担当課長			

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	事務の概要(1)～(4)について 大森地域福祉課 〒143-0015 大田区大森西1-12-1 03-5764-0654 調布地域福祉課 〒145-0067 大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4140 蒲田地域福祉課 〒144-0053 大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1505 糎谷・羽田地域福祉課 〒144-0033 大田区東糎谷1-21-15 03-3741-6646 ※担当課は利用者の住所地による。 事務の概要(5)(6)について 福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1591
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉管理課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1243
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。また、申請書等保管に関しても、事務室内で施錠できる書庫に保管し、年限が過ぎたものについては区の保管規定に基づいた場所で保管をしている。移動、廃棄の際は複数人で確認しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考える。
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む申請書等の種類については、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。他の書類と混在しないように徹底している。事務所内の書庫から移動させる場合も区指定の特定個人情報含む書類の保管場所へ複数人で確認したうえで移動させている。廃棄する場合も同様に、複数人で確認をしている。以上のことから対策は十分と判断した。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	評価書名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給者を対象とする事務 基礎項目評価書	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、高齢障害システムの自立支援給付で取り扱う受給者を対象とする事務 基礎項目評価書	事後	システム変更に伴う変更
令和7年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、自立支援給付システムで取り扱う受給者を対象とする事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給のうち、高齢障害システムの自立支援給付で取り扱う受給者を対象とする事務	事後	システム変更に伴う変更
令和7年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	自立支援給付システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	高齢障害システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事後	システム変更に伴う変更
令和7年6月20日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルを取り扱いに関する問合せ	福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1591	福祉部福祉管理課 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1243	事後	システム変更に伴う変更
令和7年6月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計数か	令和6年8月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)。
令和7年6月20日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点での計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)。